

別紙 1 (旧免許状所持者用)

更新講習修了確認申請について

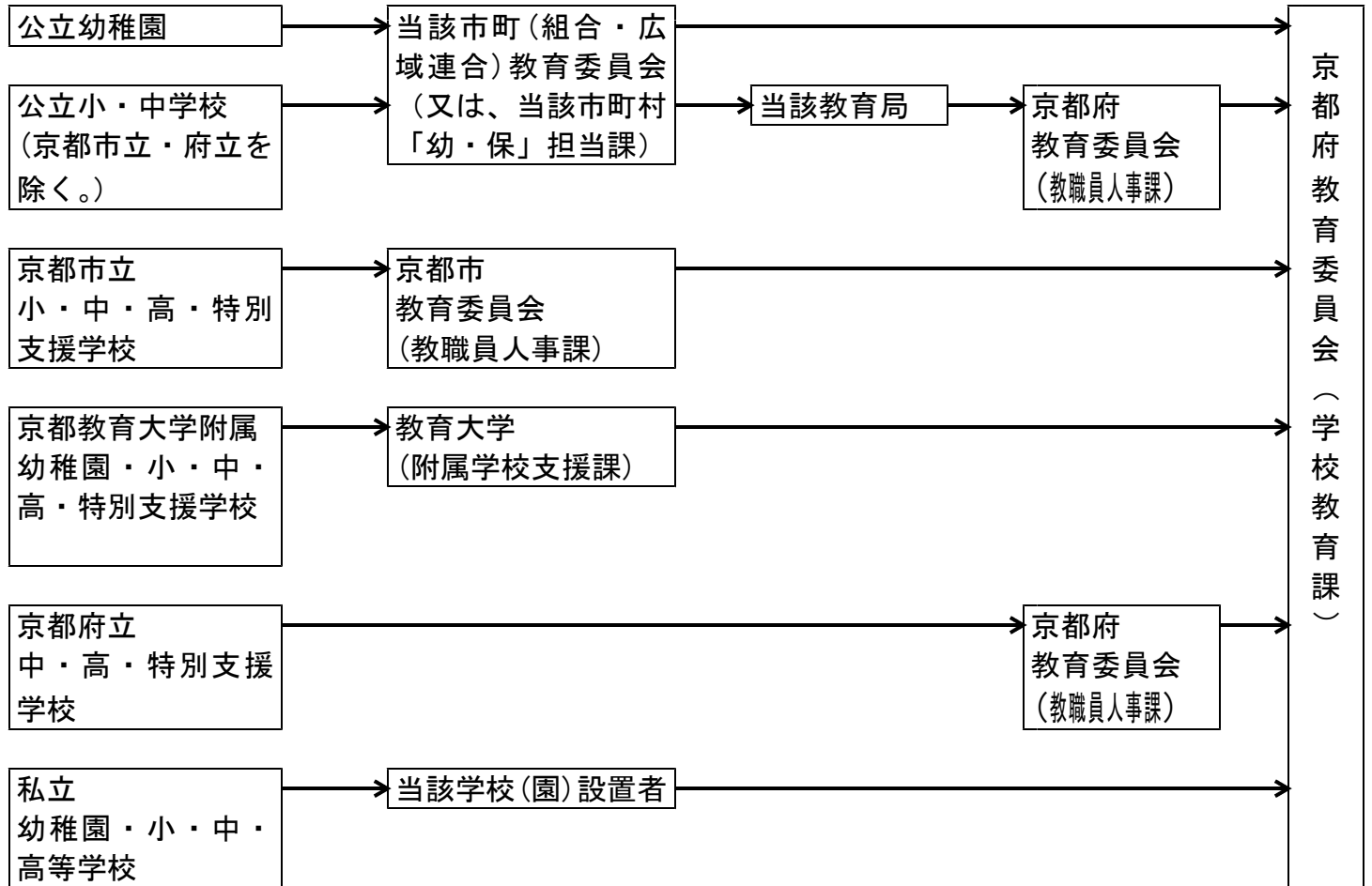
1 必要書類

- ① 更新講習修了確認申請書(第21号様式)
下記の2①手数料に相当する京都府収入証紙を貼付してください。
- ② 申請の対象となるすべての免許状の状況を証明する書類
下記の(a)から(g)のいずれか一つが必要
(a) 教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)の写し(学校長(所属長)が原本証明をしたもの)
現職でない方は、添付不可です。
(b) 免許状の写し(学校長(所属長)が原本証明をしたもの)
現職でない方は、原本を持参ください。
(c) 免許状授与権者が発行する教員免許状授与証明書(原本)
(d) 更新講習修了確認証明書(原本)
(e) 改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書(原本)
(f) 更新講習免除証明書(原本)
(g) 修了確認期限延期証明書(原本)
- ③ 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書
更新講習の開設者が発行する証明書の原本を添付してください。
- ④ 変更の事実を証明する書類
上記の書類で本籍地又は氏名の変更があった場合は、変更の事実が証明できる下記の書類を添付してください。
(a) 現職の方は、学校長(所属長)の証明を受けた「証明書」を添付してください。学校長(所属長)は、「履歴書」、「戸籍抄本」等により確認の上、証明してください。
なお、②(a)の教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)により、免許状の状況と併せて変更の事実も証明されている場合は「証明書」の添付は不要です。
(b) 現職でない方は、「戸籍抄本」等を添付してください。(確認の上、返却します。)

2 手数料等

- ① 手数料
1申請につき3,360円(京都府収入証紙)
京都府収入証紙は、府の機関等で購入してください。
- ② 更新講習修了確認証明書送料(切手)
通常は経由機関を通じてお渡ししますので不要ですが、個人で申請される場合は送料(切手)が必要です。

3 経由機関



- ※ 幼稚園には、幼保連携型認定こども園を含みます。
- ※ 一般的な経由機関を表記しています。
- ※ 経由機関は必要な証明を行ってください。
- ※ 現職の方は、原則として経由機関を経て申請して下さい。
現職でない方は、個人で持参申請して下さい。

【連絡先】

〒602-8570 (住所記入不要)
 京都府教育庁指導部学校教育課 教員免許係
 (京都府庁内 第2号館1階)
 E-mail: gakkyou@pref.kyoto.lg.jp
 (電話 075-414-5836 FAX 075-441-8412)

京都府収入証紙

を貼ってください。

更新講習修了確認申請書

京都府教育委員会 様

年 月 日

| | | |
|---------------|------|---|
| (フリガナ 氏名) | 生年月日 | 年 月 日 |
| 勤務（予定）校・機関名 | 職名 | (職員番号) |
| 現住所 | (電話) | 本籍地 都道府県 |

私は、下記1の免許状を有しており、下記2のとおり免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

| 種 類 | 免許状番号 | 授与年月日 | 授与権者 | 免許状に記載の氏名 | 免許状に記載の本籍地 |
|-----|-------|-------|------|-----------|------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 修了又は履修した免許状更新講習

| 領 域 | 開 設 者 | 修了（履修）年月日 | 対象免許種 |
|--------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 必修領域 | | 年 月 日 | / |
| 選択必修領域 | | 年 月 日 | / |
| 選択領域 | | 年 月 日 年 月 日 年 月 日 | 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 |

- 注 1 「勤務（予定）校・機関名」及び「職名（職員番号）」の欄は、該当しない場合、記入不要です。
- 2 「1 有する免許状」について
- (1) 申請の対象となる全ての免許状について記入し、その状況を証明する書類（教員免許状管理簿の写し、免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれか）を添付してください。
 - (2) 記載内容に誤りがあった場合、確認されないことがあります。
- 3 「2 修了又は履修した免許状更新講習」について
- (1) 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください（開設者から修了証明書等を免許管理者に送付する場合は不要です。）。
 - (2) 「対象免許種」欄には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記入することも可能です。）。